

総社市国民保護対策本部及び総社市緊急対処事態対策本部規程（平成19年総社市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第4条関係） （別紙のとおり）			別表第1（第4条関係） 略		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
部	班	所掌事務の内容	部	班	所掌事務の内容
調整部	調整班	1 略 2 他の市町村に対する応援の求め、県への各機関の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 3 略	調整部	調整班	1 略 2 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 3 略
総務部	庶務班	略	総務部	庶務・統括班	略
	略			略	
	物資調達班	1 略 2 対策に必要な緊急物資等の調達、保管及び配分 3 略		物資調達班	1 略 2 対策に必要な食料・資機材等の調達、保管及び配分 3 略

改正後			改正前		
	情報通信班（機動通信班）	1 次の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 (1)～(4) 略 (5) その他庶務班等から収集を依頼された情報 2 及び3 略 略		情報通信班（機動通信班）	1 次の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 (1)～(4) 略 (5) その他庶務・統括班等から収集を依頼された情報 2 及び3 略 略
略			略		
避難対策部	略		避難対策部	略	
	輸送班	1 略 2 緊急物資等の輸送に関すること。		輸送班	1 略 2 緊急援助物資の輸送に関すること。
略			略		
避難支援部	避難救護班	1 避難住民への緊急物資等の供給に関すること。 2 ボランティア団体等に対する支援及び調整に関すること。 3 災害による死亡者の仮埋葬及び火葬に関すること。	避難支援部	避難救護班	1 避難住民への食糧及び緊急物資の供給に関すること。 2 ボランティア団体等に対する支援及び調整に関すること。 3 災害による死亡者の仮埋葬及び火葬に関すること。
	要配慮者支援班	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への安全確保及び支援に関すること。		要援護者支援班	高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者への安全確保及び支援に関すること。
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関すること。			
医療衛生部	医療衛生班	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 2 医療機関との調整に関すること。 3 医療救護活動に関すること。 4 防疫及び衛生に関すること。 5 避難所等の廃棄物の処理に関すること。	医療衛生部	医療衛生班	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 2 医療機関との調整に関すること。 3 医療救護活動に関すること。 4 防疫及び衛生に関すること。 5 避難所等の廃棄物の処理に関すること。
				安否情報班	安否情報の収集及び提供に関すること。
略			略		

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

